

## 一般社団法人スマートウエルネスコミュニティ協議会会員規程

制定 2018年5月9日

改定 2018年8月1日

### (定義)

第1条 本規程は一般社団法人スマートウエルネスコミュニティ協議会（以下、本協議会という）における会員の分類について規定する。

### (会員)

第2条 会員は次のとおりの種別に分類される。

定款上の定義		会費規程における会員種別	
本会員	本協議会の目的に賛同し、本協議会の事業活動に参画する目的で所定の入会手続きにより入会した個人又は団体	会員資格A	(大企業会員) ※1 資本金3億円以上の企業
		会員資格B	(企業会員)
		会員資格C	(非営利法人・団体会員)
		会員資格D	(自治体会員)
		有識者	有識者会員
		本会員は、どの区分の資格の団体・個人も社員として選任される資格を有する	
準会員	非営利目的で運営される団体等で、理事長又は理事会の推薦を経て、社員総会に承認された団体	社員総会で承認された非営利法人・団体会員で社員として選任される資格を有しない団体	
学会会員	学会等の学術団体であり、理事長又は理事会の推薦を経て、社員総会に承認された団体	社員総会で承認された学術団体会員で社員として選任される資格を有しない団体	

### (会員区分の変更)

第3条 資本金の増加や目的の変更によって、会員種別が変更となる場合は、変更となる事象が発生した翌年度より新規の会員種別を適用する。

### (規程の改廃)

第4条 本規程は、原則社員総会で改廃を行うが、定款変更を要しない範囲での会員区分と会員種別の変更に関する部分と誤字等軽微な修正については理事会の決議により本規程を変更することができる。

- ※ 1 大企業会員は、資本金 3 億円以上の企業で当該企業の他にグループ会社を制限を設けず会員として登録を可能とする。なお、大企業会員のグループ会社として登録されたグループ会社会員についても、本会員として社員に選任される資格を有するものとする。